

＜福島復興再生基本方針の改定＞

- 福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月閣議決定、平成29年6月改定、令和3年3月改定）
- 令和4年5月成立の改正福島特措法（令和4年6月施行）において、内閣総理大臣は、「福島復興再生基本方針に即して、新産業創出等研究開発基本計画を定めるものとする」（改正法第90条第1項）とされたこと等を踏まえ、改正法の内容等を盛り込むため、基本方針を改定するもの。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。

＜改定後の各取組の概要＞※赤字は主な改定箇所

● 避難解除等区域の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> ● ALPS処理水に係る取組、産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・移住等環境整備推進法人制度
● 特定復興再生拠点区域の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> ● 帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に係る取組
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（課税の特例、国内外における風評の払拭、商品の販売等の不振の調査、ALPS処理水に係る理解醸成等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島イノベーション・コースト構想（課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、新産業創出等研究開発基本計画の策定、福島国際研究教育機構の設立、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新工ネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等

福島復興再生基本方針（概要）目次

第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

- 第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項…………… 1
- 第2 福島復興再生計画の認定に関する基本的な事項…………… 2

第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

- 第3 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項…………… 2
- 第4 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項…………… 5
- 第5 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項…………… 7

第3部 福島全域の復興及び再生

- 第6 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項…………… 7
 - 第7 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項…………… 9
 - 第8 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項…………… 11
- ※本章に新産業創出等研究開発基本計画及び福島国際研究教育機構の記載追加
- 第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項…………… 14
 - 第10 その他福島の復興及び再生に関する基本的な事項…………… 15

福島復興再生基本方針（概要）

※令和4年の法改正を受け、令和3年3月に閣議決定された現行の基本方針を改定。

第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生 ※「はじめに」の記載も含む。

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義・目標

- ・ 福島再生の大前提である福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策について、国が前面に立ち、廃止措置終了に向けて安全かつ着実に成し遂げる。
- ・ 政府は「福島の復興なくして東北の復興なし。東北の復興なくして日本の再生なし。」の考え方の下、福島の復興及び再生を国政の最重要事項と受け止め、あらゆる知恵と力を結集し、総力で実行していく。
- ・ 令和2年3月には、全ての避難指示解除準備区域・居住制限区域の解除が実現。避難指示の解除はゴールではなく、復興に向けたスタートであり、解除後も、政府一丸となって復興・再生に取り組む。
- ・ 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、政府一丸となって、まずは特定復興再生拠点区域について、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、家屋等の解体・除染やインフラ整備を進めるとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進める。
- ・ 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、環境放射線モニタリング等を確実かつ計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供するとともに、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく。その際、国及び地元自治体は、住民の帰還意向確認を複数回にわたり実施する。また、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期すため、国は、除染の手法・範囲について、十分に地元自治体と協議しながら、検討する。残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進め、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。また、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」で提示された、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、運用していく。なお、帰還困難区域においては、今後も一定期間避難指示が継続する可能性も踏まえ、当該区域の荒廃抑制対策や防犯・防災対策等を進める。
- ・ 法第1条にある「原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任」を踏まえて、「第2期復興・創生期間」においても、

福島県及び県内市町村の自主性・自立性に尊重しつつ、安全で安心して暮らせる生活環境の実現や地域経済・地域社会の再生を目標として、福島の復興及び再生を進めていく。

- ・ 福島の住民や避難者に寄り添い、支え合うことを国民全体に繰り返し呼び掛けていくとともに、被災者が健康で安心して生活を送ることができるよう、心身のケアに対する支援を継続して行っていく。
- ・ 中間貯蔵施設については、必要な施設の整備・運営を、国が責任を持って行うとともに、特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を、地域の理解を得ながら安全かつ確実に実施する。
- ・ 令和元年東日本台風や令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震等による甚大な被害に対して、東日本大震災からの復旧・復興事業に遅れが生じないように、対応に万全を期するとともに、福島における新型コロナウイルス感染症の影響について、状況を注視し、感染拡大防止に配慮した事業の実施や事業内容の変更への柔軟な対応等により、復興事業に支障が生じることのないよう、関係機関と連携して福島の復興及び再生を着実に推進する。

2 福島の復興及び再生の基本姿勢

- ・ 福島の復興及び再生は、中長期的対応が必要であり、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。
- ・ 国は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の推進のため、本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算の確保、適正・効率的な事業執行に努める。

第2 福島復興再生計画の認定に関する基本的な事項

- ・ 福島復興再生計画は、本方針に即して、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するために福島県知事が作成する計画。福島復興再生計画の記載事項、手続、認定基準について記載。（今後の工程並びに国、県及び市町村等の役割が明らかになるような形で記載することに留意する。また、できる限り各施策において重要業績評価指標（KPI）を設定するように努めること。）

第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

第3 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方

- ・ 避難解除等区域の復興及び再生について、第2期復興・創生期間からは、福島県知事が作成し、内閣総理大臣が認定する福島復興再生計画に基づき、さらなる取組を推進。

- ・ 避難指示の解除は復興の第一歩であり、避難指示解除後の本格的な復興のステージにおいても、市町村ごとの課題にきめ細かく対応するとともに、国、県、市町村その他関係者の相互連携を確保し、復興及び再生を更に進める。
- ・ ALPS処理水の取扱いについては、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会において取りまとめられた報告書を踏まえ、地元自治体や関係団体をはじめとした様々な方との意見交換や、御意見を伺う場、書面での意見募集などの機会を通じて、御意見を幅広くいただいていた。これらを踏まえ、令和3年4月、各種法令等を厳格に遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、ALPS処理水について、2年程度後を目途に海洋放出する方針を決定した。引き続き、国が前面に立ち、令和3年12月に策定した「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、関係省庁が連携して各取組を着実に進めていく。東京電力に対しても、廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況や放射線量等について、透明かつ正確な、そして分かりやすい情報発信を行うことに加え、誤解や風評を招かないよう配慮した、適切な情報発信を行うことを引き続き求めていく。
- ・ 令和2年度に見直された福島12市町村の将来像提言において、持続可能な地域・生活の実現、広域的な視点に立った協力・連携、世界に貢献する新しい福島型の地域再生という基本的方向の下、創造的復興を成し遂げた姿が示されている。国、県、市町村等が適切に連携して、本方針や福島復興再生計画の下、福島12市町村将来像の具現化を始め地域の復興に向けて取り組む。

2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

(1) 産業の復興及び再生

以下の取組を着実に実施する。

- ・ 働く場の確保、帰還加速及び移住等の促進のための企業立地支援による雇用創出・産業集積等
- ・ 官民合同チームによる事業・生業の再建支援、個々の農業者等に対するきめ細かい支援、商業施設の自立化や地域経済の活性化等の取組を担うまちづくり会社の創設・運営に向けた支援等
- ・ 被災農業者への継続的支援に加え、営農再開の加速化に向けた農地の大区画化・利用集積、広域的な高付加価値産地の展開、卸売市場等の流通関連施設、6次産業化施設の整備促進や被災地方公共団体への人的支援の継続等。放射性物質を含む土壌の流出防止のための森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山再生事業の推進、特用林産物の産地再生や木材産業の再生に向けた支援等。特に、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を強力に推進。地域の木材を活用した施設の整備を推進。水産業については、令和3年3月末で試験操業を終了し、同年4月から本格操業へ向けた移行期間としていることから、水揚量の増大に資する取組、水産加工業における販路回復・

開拓、新規漁業就業者の確保・育成、加工原料の確保の支援等を継続する。

- ・ 福島イノベーション・コースト構想に基づき、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪を進めるべく、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の三つを取組の柱とした取組の推進。
- ・ 雇用確保、職業指導・紹介、公的職業訓練の実施 等

(2) 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備

- ・ ふくしま復興再生道路などの整備支援、常磐自動車道の4車線化
- ・ 小名浜港の国際物流ターミナル整備、小名浜港や相馬港の利便性向上
- ・ 今後予想される大規模災害に備え、福島県が行う福島空港の防災機能の在り方の検討への協力 等

(3) 生活環境の整備

- ・ 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく相談員等による相談対応の強化、福島第一原子力発電所に関する情報の適切な共有、放射性物質対策を基盤とした環境再生に至る理解促進、現地事業者への適切な情報共有や働きかけの強化を通じた正確な理解の浸透
- ・ 医療・介護施設の再開、医師・看護師・介護従事者等の人材確保、地域包括ケアの体制整備、保育・子育て環境の充実、買い物環境の整備、学校再開等の教育環境の整備、治安の確保、交通安全施設の整備、居住環境の確保、情報通信基盤の整備、子供の運動機会の確保のための施設整備、コミュニティ形成支援
- ・ 新たな地域づくりに資するよう、テレワーク等による地方移住の可能性の広がりも踏まえつつ、移住しようとする者の目線に立った情報発信を始めとする、より効果的な移住等の促進策や、交流人口・関係人口拡大への支援策、海外企業・外資系企業・農業法人等の誘致推進策等の取組を支援する。具体的には、地域の魅力や創意工夫を最大限引き出しながら新たな活力を呼び込むため、帰還・移住等環境整備交付金を活用した地方自治体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援等を活用し、福島県及び避難指示・解除区域市町村における取組を支援する。また、こうした取組の実効性を高めるため、関係者が連携して移住等の促進施策を強力に進める体制の構築や、交流人口拡大の更なる対応策等をまとめる場の立ち上げなどを通じて、国、県、市町村及び関係機関の連携を強力に推進する。
- ・ 災害公営住宅等の整備、独立行政法人都市再生機構の業務の特例により、帰還する住民に対する住宅及び宅地の供給に係る業務（宅地等の活用の推進に関する調査、調整及び技術の提供を含む。）を実施。
- ・ 被災者の心身のケア、高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援、高齢者の交流機会を創る活動などの心の復興、心のケアの体制強化
- ・ 中間貯蔵施設への搬入を安全かつ確実に実施し、特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を、地域の理解を得ながら進める。また、福島県内の除去土壌等について、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外での最終処分を完了するため

に必要な措置を講ずることが法定化されており、国として責任を持って取り組む。最終処分量低減のために、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進める。

- ・ 廃棄物の処理、公共施設等の機能回復のための措置 等

(4) 農用地利用集積等の促進

- ・ 県が主導して農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を行える措置や当該農地集積と併せて6次産業化施設の整備を行う場合における特例

(5) 課税の特例

- ・ 被災事業者の事業再開や新規事業者の立地促進のための課税の特例
- ・ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に係る用地譲渡に関する課税の特例
- ・ 避難指示・解除区域の土地・家屋に係る固定資産税等の特例
- ・ 帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合や公共施設の整備のために土地の管理を委託した場合における課税の特例
- ・ 被災12市町村における農地の利用集積等の促進のための特例
- ・ 避難解除区域等における農地等の買替えに係る納税猶予の特例

(6) 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画

- ・ 帰還する住民の生活及び地域経済再建並びに移住等の拠点となる市街地を一体的に整備。

3 公益社団法人福島相双復興推進機構への国職員の派遣等

- ・ 国・県・民間一体となった福島相双復興官民合同チームの中核である（公社）福島相双復興推進機構へ国職員を派遣し、一元的な指揮命令の下、引き続き同機構において一体的に業務を行う。
- ・ 福島相双復興推進機構への国の職員派遣をはじめとして、引き続き、人的支援、必要な予算の確保を図る。

4 帰還・移住等環境整備推進法人による帰還・移住等環境整備事業計画の作成等の提案

- ・ 行政の補完的な立場で帰還・移住等環境整備の推進に取り組む組織として、避難指示・解除区域市町村は、帰還・移住等環境整備の推進を図る活動を目的とするまちづくり会社等を帰還・移住等環境整備推進法人として指定可能。
- ・ 国等は、官民一体の復興まちづくり等を加速するため、帰還・移住等環境整備推進法人の適正な業務実施に必要な情報提供、指導・助言等を行う。

第4 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

(1) 特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関する施策の必要性・基本的な考え方

- ・ 帰還困難区域のうち、5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指す区域として特定復興再生拠点区域を各市町村が設定。
- ・ 避難指示解除後の土地利用を想定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を一体的・効率的に行い、集中的に整備を進め、円滑かつ確実な環境整備を実現。
- ・ 各市町村において、特定復興再生拠点区域外も含めた帰還困難区域全体の将来像等を内容とした中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、各市町村が行う住民の交流拠点施設の機能の回復・保全等の取組について、国はそれらの支援に必要な措置を講ずる。

(2) 特定復興再生拠点区域の復興及び再生のための施策

- ・ 内閣総理大臣認定により、以下の特例の活用が可能。
 - ① 公共施設の整備に関する事業及び工事の国による事業代行、内閣総理大臣による生活環境整備事業
 - ② 国の費用負担による土壌等の除染等の措置、除去土壌及び認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理 等
- ・ 特定復興再生拠点区域の整備は、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、国の負担において行う。
- ・ 特定復興再生拠点区域復興再生計画については、平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の6町村の計画が認定。令和2年3月にはJR常磐線の全線運転再開に併せて、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示が解除。また、令和4年6月には葛尾村及び大熊町の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除。引き続き、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、環境整備を進める。
- ・ 避難指示解除後の帰還・居住に向けた動きを加速させるため、各町村との個別の議論による取組の方向性を踏まえつつ、福島再生加速化交付金をはじめとする様々な支援策の柔軟な活用等により、ハード・ソフト両面から特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅速な整備を支援する。

(3) 特定復興再生拠点区域外の復興及び再生に関する施策の必要性・基本的な考え方

- ・ 特定復興再生拠点区域について、令和4年6月に葛尾村及び大熊町の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となった。その他の町村でも令和4年7月以降の避難指示解除を目標として整備が進められる中、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく。その際、国及び地元自治体は、住民の帰還意向確認

を複数回にわたり実施する。また、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期すため、国は、除染の手法・範囲について、十分に地元自治体と協議しながら、検討する。残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進め、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。加えて、引き続き、環境放射線モニタリング等を确实かつ計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供する。また、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」で提示された、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、運用していく。

第5 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項

- ・ 特定復興再生拠点区域復興再生計画は、本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するために特定避難指示区域市町村が作成する計画。特定復興再生拠点区域復興再生計画の記載事項、手続、認定基準について記載。
- ・ 計画の認定後、計画の適切な実施を確保するため、法に基づく報告徴収、措置要求、計画変更等の仕組みも活用しながら、計画の進捗管理を行う。

第3部 福島全域の復興及び再生

第6 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための施策の必要性・基本的な考え方

- ・ 福島の復興及び再生には、福島で安心して暮らし、子供を生き育てることができる生活環境を実現することが不可欠。第2期復興・創生期間においても、国は、安心して暮らすことのできる生活環境を実現するため施策を総合的・体系的に推進。

2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための基本的な施策

(1) 放射線に関する国民の理解の増進等（風評払拭・リスクコミュニケーションの推進等）

- ・ 放射線に関する正しい知識や福島の現状等に関する正しい理解の増進のため、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づくリスクコミュニケーションに関する取組の総点検及び効果的な推進、国内外に向けた正確で効果的な情報発信、児童生徒等への放射線教育、地方公共団体による放射性物質検査への支援、風評等に基づく人権問題への対処・啓発活動等を実施。

- (2) 食品等に関する規制等に係る科学的・合理的な見地からの検証等の実施
- ・ 発災から11年が経ち、様々な知見やデータが蓄積されたことを踏まえ、食品等に関する規制等について、科学的・合理的な見地から検証する。あわせて、その検証結果等について、消費者の理解を深めるため、分かりやすい形で情報発信・リスクコミュニケーションを進める。
- (3) 健康管理調査の実施
- ・ 放射線による健康への影響に対する住民の不安の緩和への取組、福島県の県民健康調査の継続的実施の支援等、必要な措置を講ずる。
- (4) 健康増進等を図るための施策の推進
- ・ ホールボディ・カウンタ検査や個人線量計による測定等の支援、福島県が取り組む健康増進等の施策の支援等を実施。
- (5) 農林水産物等の放射能濃度の測定等の推進
- ・ 福島県産の農林水産物等の放射性物質の低減対策、吸収抑制対策、収穫後の検査等の取組を推進し、消費者や流通業者に対して正確な情報を提供。
- (6) 除染等の措置等の着実な実施等
- ・ 除去土壌等の適正な保管及び中間貯蔵施設への搬入等の取組の実施、除去土壌等の搬出完了後の仮置場等の原状回復、遮へい土等の公共事業等による再利用の推進、除染後のフォローアップ等の実施。
- (7) 児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置
- ・ 安心して子供が遊び、運動することができる環境整備、体験活動や県内外の交流の推進、学校や児童福祉施設等の環境改善、学校・児童福祉施設等の給食用食材等の放射性物質検査の支援等を実施。
- (8) 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等
- ・ 放射線の人体への影響や環境回復・創造等に関する研究及び開発の推進等のための支援を行うとともに、各機関において、調査研究等の結果の速やかな公表と実用化に向けた必要な措置を実施。
- (9) 教育を受ける機会の確保のための施策
- ・ 学校施設の整備、教職員の加配、スクールカウンセラー等の配置、就学の援助、いじめの防止等のための対策（教職員等への研修や児童生徒の心のケア等）の実施等の取組を引き続き支援。
- (10) 医療及び福祉サービスの確保のための施策
- ・ 医療従事者の県内外からの派遣・確保、医療従事者の県内定着等のための財政措

置、医療提供体制の整備等、福祉・介護人材の確保・育成や社会福祉施設再開に向けた財政措置、地域包括ケアの推進等による適切な医療・福祉サービス確保。

- ・ 保育サービスの人材確保等の保育の充実に対する措置により、保育・子育てを支援。妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の市町村の母子保健事業において必要な支援の実施、安心して子供が医療サービスを受けられる体制の整備等。
- ・ 避難指示・解除区域市町村において、情報通信機器を活用したオンライン診療・服薬指導を含めた医療提供体制整備を推進する。また、関係者に対する必要な情報の提供・相談・助言その他の援助を行う。

(11) その他安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・ 見守りや相談支援、コミュニティ形成支援、高齢者等の日常生活サポート等の支援を行う地方公共団体の取組を一体的に支援。
- ・ 心のケアセンター間の連携強化や相談体制の充実等の被災者の心のケア支援事業の充実・改善など、きめ細かな心のケアを実施。
- ・ 交通安全施設等の整備 等

第7 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 原子力災害からの産業の復興及び再生に関する施策の必要性・基本的な考え方

- ・ 福島が置かれた特殊な事情に配慮し、避難指示の対象となった区域や福島全域における産業の復興及び再生について、引き続き支援。
- ・ 原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生を図るため、農林水産業や観光業を中心とした風評被害の払拭にも万全を期す。

2 産業の復興及び再生のための措置

(1) 農林水産業の復興及び再生のための施策

- ・ 農地・農業用施設等の整備、農業用機械・家畜の導入、鳥獣被害対策などこれまで行ってきた被災農業者への支援を継続し、引き続き営農再開を促進するとともに、営農再開の加速化に向けた農地の大区画化・利用集積、広域的な高付加価値産地の展開、卸売市場等の流通関連施設、6次産業化施設の整備促進や被災地方公共団体への人的支援の継続、ICT等の先端技術を活用したスマート農業、地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する研究開発を推進。
- ・ 福島の森林・林業の再生に向け、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山再生事業の推進、特用林産物の産地再生や木材産業の再生に向けた取組等に対する支援を継続。特に、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を強力的に推進。
- ・ 令和3年3月末で試験操業を終了し、同年4月から本格操業へ向けた移行期間と

していることから、水揚量の増大に資する取組、販路の回復・開拓などの支援、水産加工業における販路回復・開拓、新規漁業就業者の確保・育成、加工原料の確保等に対する支援を継続。必要となる新たな施設整備、新規漁業就業者の確保・育成等安定的な水産物生産体制の構築を推進。あわせて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を整理するとともに、魚食普及に向けた取組を支援する。その上で、福島県産水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向け必要な支援を行う。

- ・ 諸外国・地域における輸入規制については、依然として、12か国・地域が規制を継続しており（令和4年7月現在）、引き続き、輸入規制の緩和・撤廃の推進や海外における風評対策のために必要な措置を講ずる。

（2）中小企業の復興及び再生のための施策

- ・ 施設の復旧・整備のための補助、資金繰り支援、経営相談体制確保、販路開拓、創業支援等の措置を講じ、県内中小企業が県外流出することなく、福島において事業活動を行うことができる環境を整備。

（3）商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査等の措置

- ・ いまだ根強く残る福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、福島県産農林水産物の販売不振の実態と要因を調査するとともに、当該調査の結果に基づき流通事業者等に対して適切に指導、助言を行うなど必要な措置を講ずる。

（4）職業指導等の措置

- ・ 求人確保、きめ細かな就職支援、公的職業訓練の実施、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施。

（5）観光の振興等

- ・ 福島における観光復興を最大限に促進するため、交流の促進や風評被害の払拭のためのイベントの開催等による国内外のプロモーションや、教育関係者や学生、PTA、企業、留学生等を対象とした被災地をフィールドとする学びのツアー「ホープツーリズム」等を支援する。また、ALPS処理水の処分による風評への対策として、海の魅力を高め、国内外からの誘客と観光客の定着のため、ブルーツーリズムの推進を支援する。

（6）風評被害対策その他の産業の復興及び再生のための措置

- ・ 農林水産物等の放射性物質検査の結果や福島の現状、放射線に関する正しい情報提供の展開、輸入規制撤廃に向けた働きかけ、教育旅行回復に向けた対策強化など、福島への誘客促進に向けた取組、さらに、ALPS処理水の処分の方針を受け、令和3年8月に関係省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスク

フォース」を開催、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」の策定等、関係府省庁一体となって総合的に風評対策の推進を図る。

3 産業の復興及び再生に係る規制の特例及び課税の特例

- ・ 福島復興再生計画が内閣総理大臣の認定を受けることにより、商標法や種苗法等の特例を活用することが可能。
- ・ いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等への風評被害に対応するため、福島県内において、特定事業活動を行う事業者に対して、事業用設備等への投資及び被災者等の雇用に対する課税の特例措置等を令和3年度から創設。

第8 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 新たな産業の創出等に寄与する施策の必要性・基本的な考え方

- ・ 福島の地域経済再生には、新たな時代をリードする産業を創出し、雇用の拡大を図ることが重要であり、新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化のために重点的に推進すべき内容を設定し、取り組む必要。
- ・ 2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向けて、経済と環境の好循環を実現する取組を推進。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時に、世界中の人々が、浜通りの力強い再生の姿に瞠目する地域再生を目指して、福島イノベーション・コースト構想の着実な推進や、福島全県での「福島新エネ社会構想」の実現、医療関連産業・航空宇宙関連産業・ロボット関連産業の集積、「福島再生・未来志向プロジェクト」に係る取組の推進を図ってきたところ。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、司令塔となる中核的な拠点として、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）を設立することで、研究開発や産業化、人材育成の動きを加速。

2 新たな産業の創出等のための施策

(1) 研究開発促進等のための施策

- ・ 再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉、農林水産業、ロボット及び航空宇宙等の先端的な研究開発の推進やその成果の活用を支援。

(2) 企業立地促進等のための施策

- ・ 工場等の新規立地・増設や原子力災害被災地域における創業支援などの施策を通じ、新たな産業の創出等に必要な企業の立地促進等を推進。

(3) 福島イノベーション・コースト構想に係る取組の推進

- ・ 福島イノベーション・コースト構想の実現を通じた浜通り地域等の自立的・持続

的な産業発展に向け、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪を進めるべく、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の三つの柱を軸とした取組を国、県及び関係機関が一体となって推進する。

- ・ 関係省庁、関係自治体、民間等と緊密に連携し、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた各拠点の周辺的生活環境の整備、高等教育機関が有する復興知の浜通り地域等への誘導・集積に向けた教育研究活動への支援及び初等中等教育における特色ある教育や大学、企業等との連携等に向けた取組等の推進。
- ・ 世界に類を見ない拠点である福島ロボットテストフィールドにおいて、先端技術を用いた実証事業や訓練、研修等により、企業等による当該フィールドの利活用を促進するとともに、当該フィールドが、ロボット、ドローン、空飛ぶクルマ等の技術基準、運用ガイドライン等の規格作成等の制度整備や制度運用に資する拠点となるよう関係機関等との緊密な連携を図る。
- ・ ふくしま医療機器開発支援センターや福島県立医科大学医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターといった拠点の機能を最大限に活用し、新たな技術や製品の活用による地域課題の解決や医薬品関連産業の集積・振興に取り組む。
- ・ 中小企業者が行う研究開発事業、ロボット等に係る新製品・新技術の開発に関する試験研究事業を記載した福島復興再生計画が、内閣総理大臣認定を受けたときは、特許料等の軽減や国有の試験研究施設の低廉使用が可能。
- ・ 国、福島県及び浜通り地域等15市町村は、福島国際研究産業都市区域内において、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦等の有効性の実証事業を行う者に対し、法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援するため、新産業創出等推進事業を行う事業者に対して、事業用設備等への投資、被災者等の雇用及び研究開発に対する課税の特例措置等の特例を令和3年度から創設。
- ・ (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構に国職員を派遣できるよう規定を整備。派遣された国職員が、その有する知見やノウハウを最大限発揮し、福島イノベーション・コースト構想の一層の推進を図る。

(4) その他の新たな産業の創出等のための措置

- ・ 「福島新エネ社会構想」は、令和3年4月に第2フェーズ（令和3年度～令和12年度）を迎え、同年2月に改定した本構想に基づき、このフェーズを、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開のフェーズとするための取組を進める。
- ・ 公立大学法人福島県立医科大学医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターや、ふくしま医療機器開発支援センターといった拠点の機能を最大限に活用した医薬品開発の推進や革新的な医療機器の創出、放射線医学、最先端医療・診断等の研究開発の加速化。

- ・ 他業種からの参入支援、取引拡大、人材育成等による航空宇宙関連産業の集積。
- ・ 脱炭素、資源循環、自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」の取組を進める。2050年までに脱炭素社会の実現を目指すとの政府方針を踏まえ、関係省庁、関係機関が連携し、経済と環境の好循環を実現する取組を推進する。

3 新産業創出等研究開発基本計画の策定に関する基本的な考え方

- ・ 国において、本方針に即して福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発（以下「新産業創出等研究開発」という。）等の推進に関する基本的な計画（以下「新産業創出等研究開発基本計画」という。）を作成する。新産業創出等研究開発基本計画は、機構が、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保において中核的な役割を担うよう定める。また、同計画の策定に当たっては、福島の自然的、経済的及び社会的な特性が最大限に活用されることとなるよう努めるとともに、福島復興再生計画に基づく福島県の取組と相まって、先導的な施策を重点的に推進することとする。

4 福島国際研究教育機構の設立に関する基本的な考え方

- ・ 機構は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す。機構の長期・安定的な運営の確保を図るべく、政府を挙げて必要な予算を確保するとともに、研究成果の還元等を軸とした好循環の創出による外部資金の獲得等にも積極的に取り組む。
- ・ 機構は、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。加えて、研究開発を行うのみならず、研究成果の社会実装・産業化や人材育成についてもその主要な業務として行う。
- ・ 機構は、福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を持つ。
- ・ 機構は、研究者等に係る国際水準の処遇・人事制度に加え、若者や女性などの研究者が活躍できる環境等を備える。企業との共同研究や施設の外部利用の推進等、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営を行う。
- ・ 機構は、社会実証・実装フィールド等を最大限活用するとともに、規制改革を積極的に推進する。
- ・ 機構の活動に参画する研究人材等を居住や滞在の形で立地地域や周辺の福島浜通り地域等に集積するためには、住まい、教育・子育て、医療をはじめとする生活環境の充実が重要であり、福島県及び市町村が取り組むまちづくりと緊密に連携して、機構の施設整備を進める。
- ・ 機構で実施する研究開発は、福島における新たな産業の創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化により福島をはじめ東北の復興を前進させるとともに、持

持続可能な開発目標（SDGs）の実現など世界共通の課題の解決をも目指し、ロボット、農林水産業、エネルギー、放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の分野に取り組んでいく。

- ・ 産業化を機構のミッションとして明確に位置付け、産業化のために必要な内部体制及び機能を整備する。また、国や地方公共団体が取り組む産業施策と緊密に連携を図るほか、産業創出の分野で活動する外部の機関・関係者の知見を活用するための連携等を積極的に行う。
- ・ 連携大学院制度を活用した大学院生への研究指導・人材育成を進める。あわせて、地域の未来を担う若者世代や、企業の専門人材等を主な対象とした人材育成の取組を進める。
- ・ 機構は、新産業創出等研究開発基本計画において、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担うこととされ、当該研究開発等の実施に係る協議を行うため、協議会を組織し、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔としての機能を最大限に発揮する。
- ・ 機構は、高度な研究開発等の知見とマネジメント能力を有する理事長を中心としたガバナンスの下で、分野横断的・融合的に研究開発を行う。
- ・ 他にはない特色ある研究テーマ、国際的に卓越した人材確保の必要性や成果能力に応じて柔軟に設定した給与等の水準、若手や女性の積極的な登用など、研究者にとって魅力的な研究環境の整備を図る。
- ・ 機構が長期・安定的に運営できるよう復興財源等で必要な予算を確保。復興特会終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進める。
- ・ 機構の設立は、令和5年4月とする。それに先立ち、令和4年度後半から先行プロジェクトとして実施することにより、研究活動の推進や研究開発成果の産業化、人材育成の取組を可能な限り迅速に進める。
- ・ 機構の立地及び仮事務所の立地については、令和4年9月までの決定を目指して検討を進める。
- ・ 機構の施設については、新産業創出等研究開発基本計画において示される機構の機能等を踏まえ、令和4年中に施設の規模や構造等に影響を与える研究機器の仕様や各室面積等を定め、令和5年度までにそれらの設計条件を盛り込んだ施設基本計画をとりまとめ、基本・実施設計に必要な敷地調査に着手する等、早期に建設工事に着手する準備を進める。これにより、復興庁設置期間内での順次供用開始を目指すこととし、さらに可能な限り前倒しに努める。

第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

- ・ 本方針は、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特別区域基本方針と調和の取

れた内容とするとともに、各法律の特例、措置等を十分に活用できるよう柔軟な対応と適切な助言を行う。

- ・ 東日本大震災復興特別区域法や子ども被災者支援法に基づく施策との連携を図るとともに、原子力災害に係る紛争について法テラスを活用 等

第10 その他福島復興及び再生に関する基本的な事項

1 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・ 国は、原子力損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿い被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施に向けて、慰謝料等を求めた集団訴訟の判決が一部確定したことを踏まえ、指針の見直し等も含めた対応の要否について検討を行う。また、ALPS処理水の処分により新たな風評が発生する場合の賠償基準を早期に示し確実な賠償を行うよう東京電力を指導するなど、引き続き必要な対応を継続するとともに、個々の事情に十分に配慮して、被災者に寄り添った適切な賠償が行われるよう、東京電力への指導や広報など必要な取組を行う。
- ・ 東京電力は、事故の当事者としての責任に鑑み、福島の復興及び再生に対して貢献を続けていくことが求められる。東京電力に対し、従来を取組をより充実させるとともに、復興拠点等の整備やまちづくり会社への人的貢献、官民合同チームによる取組への人的・資金的貢献を求める。

(1) 住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置

- ・ 野生鳥獣による生活環境被害、農林業被害等を抑えて住民の帰還が円滑に進むよう、それぞれの地域の実情に即した鳥獣害対策に継続して取り組む。
- ・ 買物、通院、通学等の生活の利便性の向上を図るため、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援。

(2) 住民の健康を守るための基金等に係る財政上の措置等

- ・ 健康不安の解消に資する取組、震災後の生活習慣変化による健康影響への取組及び被災地域における地域医療再生への取組に対する支援を強化し、子供をはじめとする住民の健康を守る取組を持続的かつ着実に推進。
- ・ 各種基金の状況について継続的にフォローアップし、その状況を踏まえて必要な場合には、所要の予算プロセスを経て適切に財政措置を講ずる。

(3) 「新しい東北」の創造

- ・ 被災地は、震災以前から人口減少や産業空洞化といった中長期的な課題を抱えた、いわば我が国の「課題先進地」であり、インフラや住宅の復旧にとどまらない魅力あふれる地域を創造するための取組を推進。今後は先進的な取組の情報発信と、各種の取組で蓄積したノウハウ等の被災地内外での普及・展開を図る。

(4) 復興の姿と震災の記憶・教訓

- ・ 令和3年に開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、「復興五輪」として、世界各国等からのこれまでの支援に対する感謝の思いと、東日本大震災からの復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に発信した。同大会での取組の成果が継承・共有され、被災地の復興にもいかされることが重要であり、今後とも機会を捉えながら、被災地の更なる復興を後押ししていく。特に2025年日本国際博覧会は国家的プロジェクトであり、令和3年に開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に続く日本全体の祭典となるよう、世界各国の注目が日本に集まるこの機会を最大限にいかし、東日本大震災からの復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。
- ・ 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、当該震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、福島県との連携の下、国営追悼・祈念施設の整備を進める。また、東日本大震災・原子力災害伝承館を核とした交流拡大・情報発信を図る。

2 国、福島県及び県内市町村の間の連携並びに推進体制等

- ・ 被災者に寄り添う基本姿勢の職員一人一人への徹底。
- ・ 行政・企業・NPOやボランティア等多様な主体が連携してきめ細かく取り組む。
- ・ 福島県及び県内市町村においては、原子力災害への対応等により事務負担が増大しており、人材面での支援が必要。要望を踏まえつつ、引き続き、全国の地方公共団体や国、独立行政法人からの職員派遣の充実や復旧・復興業務に携わる任期付職員の採用への支援等を通じて、福島県及び県内市町村の必要な体制の確保を支援する。
- ・ 福島復興再生協議会における協議の進め方 等